

○上越教育大学車両入構登録証発行手数料要項

(平成23年1月19日学長裁定)

最終改正 平成27年3月24日

(趣旨)

- 1 この要項は、国立大学法人上越教育大学（以下「本学」という。）における車両入構登録証発行手数料（以下「手数料」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

- 2 手数料は、本学山屋敷地区構内における交通安全を確保すべく無秩序な車の乗り入れを制限するとともに、大学運営に要する費用の一部を自己収入により賄うことを目的とする。

(手数料)

- 3 上越教育大学構内交通規制要項第5項に規定する車両入構登録証の交付を受けようとする者は、別に定める手数料を納入しなければならない。ただし、学長が必要と認める場合は、この限りではない。

(納入方法)

- 4 手数料は、施設課に納入するものとする。
- 5 既納の手数料は還付しない。

(細則)

- 6 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日）

この要項は、平成27年4月1日から施行する。